

所得税・住民税が非課税となる収入の目安

給与所得者・単身

給与収入	所得税	住民税
96.5万円以下	非課税	非課税
100万円以下	非課税	均等割のみ課税
103万円以下	非課税	均等割・所得割課税 ※1

●障害者・未成年者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、給与収入204万4千円未満の場合、住民税が非課税となります。

公的年金受給者・単身(65歳未満)

年金収入	所得税	住民税
101.5万円以下	非課税	非課税
105万円以下	非課税	均等割のみ課税
108万円以下	非課税	均等割・所得割課税 ※1

●障害者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、年金収入195万円以下の場合、住民税が非課税となります。

公的年金受給者・単身(65歳以上)

年金収入	所得税	住民税
151.5万円以下	非課税	非課税
155万円以下	非課税	均等割のみ課税
158万円以下	非課税	均等割・所得割課税 ※1

●障害者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、年金収入245万円以下の場合、住民税が非課税となります。

※1 均等割は合計所得金額で、所得割は総所得金額等で判定しますので、純損失等があれば所得割は課税されない場合があります。（総所得金額等…合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後の全ての合計所得）

◎扶養がいる場合の住民税非課税範囲は、以下の計算式を使用(合計所得金額)

均等割 : 315,000円 × (生計同一配偶者 & 扶養数 + 1) + 289,000円
所得割 : 350,000円 × (生計同一配偶者 & 扶養数 + 1) + 420,000円

例) 扶養1人の場合: 均等割 919,000円以下、所得割 1,120,000円以下
扶養2人の場合: 均等割 1,234,000円以下、所得割 1,470,000円以下
扶養3人の場合: 均等割 1,549,000円以下、所得割 1,820,000円以下

※2 年金受給者の場合、上記の額に65歳未満は60万円、65歳以上は110万円を足した額が住民税非課税収入の目安となります。給与所得者の場合、給与収入の額によって給与所得控除額が変わります。

○所得税に関しては、配偶者控除や扶養控除の金額によって非課税範囲が変わります。

◎参考

均等割とは？

⇒前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に均等に負担していただくものです。

所得割とは？

⇒毎年の所得金額に応じて負担していただく税で、均等割とは異なり、所得金額と所得控除額を基に計算されています。

※2 給与所得控除額または公的年金等控除額を足した額が収入になります。

◎参考(控除の一部)

区分	控除内容		所得税	市県民税
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	480,000	430,000
		2,400万円超～2,450万円以下	320,000	290,000
		2,450万円超～2,500万円以下	160,000	150,000
		2,500万円超	0	0
配偶者控除 (所得900万円以下のみ掲載)	配偶者の合計所得金額 48万円以下	一般	380,000	330,000
		老人（70歳～）	480,000	380,000
配偶者特別控除 (所得900万円以下のみ掲載)	配偶者の合計所得金額	48万円超～95万円以下	380,000	330,000
		95万円超～100万円以下	360,000	
		100万円超～105万円以下	310,000	
		105万円超～110万円以下	260,000	
		110万円超～115万円以下	210,000	
		115万円超～120万円以下	160,000	
		120万円超～125万円以下	110,000	
		125万円超～130万円以下	60,000	
		130万円超～133万円以下	30,000	
		133万円超～	0	
扶養控除 (12/31の状況) ※専従者給与と所得者不可 ※合計所得48万円以下 (給与収入は103万円) (年金収入は 65歳未満108万円 65歳以上158万円)	年少（0～15歳）		0	0
	一般（16歳～18歳）		380,000	330,000
	特定（19歳～22歳）		630,000	450,000
	一般（23歳～69歳）		380,000	330,000
	老人（70歳～）		480,000	380,000
	同居老親（70歳～）		580,000	450,000
障害者控除	特別障害（精神1級、身体1・2級、療育A等）		400,000	300,000
	同居特別障害		750,000	530,000
	普通障害（精神2・3級、身体3-6級、療育B等）		270,000	260,000
ひとり親・寡婦控除 (合計所得500万円以下)	ひとり親控除		350,000	300,000
	寡婦控除		270,000	260,000
勤労学生控除	合計所得金額75万円以下で給与以外の所得10万円以下		270,000	260,000